

学園祭に関する申合せ

平成24年1月25日
全学学類・専門学群
代表者会議決定
平成24年2月23日
学生生活支援室会議

- 1 学園祭は原則として、毎年11月の第1土曜日及び日曜日に本祭を、その直前の金曜日に前夜祭を行うこととする。ただし、直後の月曜日が祝休日の場合は、11月の第1日曜日及び月曜日に本祭を、その直前の土曜日に前夜祭を行うこととする。
- 2 その実施に関しては、前年度の8月末日までに全学学類・専門学群代表者会議（以下「全代会」という。）において意見をまとめて学長に要請するものとする。
- 3 学園祭を全学的なものにするため、全ての学生は、学園祭学生分担金を納入しなければならない。
- 4 学生分担金の額及び納入方法は、学園祭実行委員会の意見を参考に、全代会がこれを決定する。

付 記

この申合せは、平成25年度学園祭から実施する。